

高等教育機関における日本遺産サポーター登録制度 実施要領

令和 6 年 4 月 2 5 日
文化庁参事官（文化拠点担当）決定

1. 趣旨・目的

各日本遺産認定地域における魅力増進に当たっては、取組の中核となる協議会と、当該地域に所在するなどの関連性を有する大学、高等専門学校（高専）及び専門課程を置く専修学校（専門学校）等の高等教育機関とが相互に連携し、地域の実情に応じて、様々な活動を展開している例がしばしば見受けられる。このような連携は、当該地域における日本遺産の活用方法に広がりを与え、さらにシビック・プライドの醸成にも資するものであることから、文化庁において該当する高等教育機関を一覧的に把握・公表することで、これらの機関の間での情報共有や、取組みのさらなる発展につながることを期待される。

このような目的の下、各日本遺産認定地域の協議会と連携し、日本遺産に関する精力的・意欲的な活動を行う高等教育機関を、それぞれ「日本遺産サポーター大学」、「日本遺産サポーター高専」、「日本遺産サポーター専門学校」（以下これらを総称して「日本遺産サポーター大学等」という。）として登録する仕組みを設けることとする。

2. 登録の仕組み・要件

- (1) 日本遺産認定地域の各協議会は、当該地域の日本遺産に関して次の各号のいずれかに該当する高等教育機関がある場合は、その合意を得た上で、当該機関を日本遺産サポーター大学等に登録すべきことを、様式1に沿って文化庁に申し出ることができる。
 - 一 当該地域の日本遺産のストーリーや構成文化財を題材に研究活動を行い、その成果を協議会に提供するなどして、日本遺産の魅力の深まりや、新たな知見の発見に資する成果を挙げていること
 - 二 当該地域の日本遺産のストーリーや構成文化財を用いて教育活動を行い、在籍する学生又は生徒若しくは公開講座の受講者等において、日本遺産への興味関心を惹起・向上させていること
 - 三 当該地域の日本遺産について、戦略策定、人材育成及び商品開発その他の観点から協力し、日本遺産に関する協議会の活動を支援していること
- (2) 文化庁は、協議会から申出のあった高等教育機関について、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、これを日本遺産サポーター大学等として登録し、様式2による登録証を当該機関に交付し、その旨を協議会に通知することができる。

- 一 申出のあった教育機関の活動が、当該日本遺産地域における観光振興又は地域活性化に貢献していると認められること
- 二 その他、文化庁が当該教育機関を日本遺産サポーター大学等として登録すべきでない特別の事情が認められないこと

3. 登録された日本遺産サポーター大学等の取扱い

- (1) 登録された日本遺産サポーター大学等は、継続して、日本遺産に係る教育研究活動等の取組みを深化させるよう努めるとともに、随時、取組みの状況を対外的に発信するよう努めなければならない。
- (2) 文化庁は、登録された日本遺産サポーター大学等の名称、所在地、関連する日本遺産のストーリーの名称及び当該機関における取組の概要を公表するものとする。
- (3) 文化庁は、登録された日本遺産サポーター大学等相互の情報共有や、日本遺産に関する制度上の理解増進に資するための機会を設定するよう努めるものとする。
- (4) 文化庁は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたと認めるときは、該当する日本遺産サポーター大学等の登録を取り消すことができる。ただし、取消しを行うに当たっては、必要に応じて、当該機関又は関係する協議会から事情を聴取するものとする。

- 一 当該機関の日本遺産サポーター大学等への登録の申出を行った協議会から、当該機関における日本遺産に関する教育研究活動等が停止又は終了しているなど、登録を継続することが適当ではない旨の申出がなされたとき
- 二 当該機関から、日本遺産サポーター大学等への登録を継続することを希望しない旨の申出があったとき
- 三 その他、当該機関において、合併や閉校など日本遺産サポーター大学等の登録を継続することが困難と認められる事情が生じたとき

4. 雑則

- (1) 本件実施要領に基づく文化庁の事務は、文化庁参事官（文化拠点担当）付において執り行うものとする。
- (2) 登録された日本遺産サポーター大学等又は関係する協議会において、本件実施要領の運用に疑義等が生じた場合は、文化庁に協議を行い、その判断に従うものとする。また、本件実施要領は、必要に応じて、文化庁において内容を改訂することがある。

令和 年 月 日

文化庁参事官（文化拠点担当）付 御中

(申請協議会の名称)

所在地：〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1

日本遺産サポーター大学（高専・専門学校）への登録に係る申出について

下記の高等教育機関に就いて、高等教育機関における日本遺産サポーター登録制度実施要領（令和6年4月25日、文化庁参事官（文化拠点担当）決定）に基づき、日本遺産サポーター大学（高専・専門学校）として登録すべきものと認めますので、取組みの内容等を添えて申出を行います。

記

登録すべき教育機関の名称	
登録すべき教育機関の所在地	
登録すべき教育機関における日本遺産に関する取組みの内容	※参考資料を添付しても可
上記の取組みによる効果	※参考資料を添付しても可

<協議会の担当者連絡先>

所属	
氏名	
E-MAIL	
書類等の郵送先	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

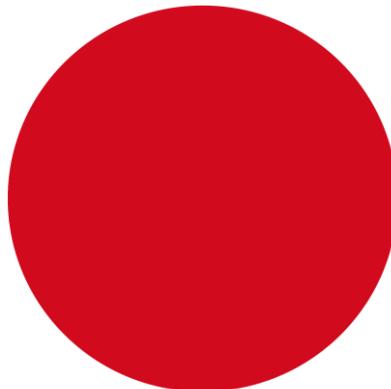
※可能であれば複数名記載すること。

<登録すべき教育機関の担当者連絡先>

所属	
氏名	
E-MAIL	
書類等の郵送先	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

※可能であれば複数名記載すること。

日本遺産サポーター大学（高専・専門学校）
登録証



JAPAN HERITAGE

日本遺産

(機 関 の 名 称) 殿

貴学（貴校）を、日本遺産サポーター大学（高専・専門学校）として登録することを証します。

令和6年 月 日
文化庁長官 ○○ ○○

